◇国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一三号）（文部科学省）

一　国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第一八条の規定による医療法施行令等の技術的読替え等に関する政令の一部改正関係

題名を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第二〇条の規定による医療法施行令等の技術的読替え等に関する政令とすることとした。（第一条関係）

二　医療法施行令等の一部改正関係

医療法施行令（昭和二三年政令第三二六号）その他独立行政法人に関する特例等を定める関係政令の規定中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」（以下「機構」という。）に改める等の所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第一四条関係）

三　経過措置

1　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等に関して承継計画書の作成基準を定めることとした。（第一五条関係）

2　機構が承継する資産の評価に関し評価委員の任命その他必要な事項を定めることとした。（第一六条関係）

3　機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定めることとした。（第一七条関係）

4　電波法施行令の一部改正に伴う経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

四　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令（政令第一四号）（財務省）

1　有料宿舎（自動車の保管場所に係るものを除く。）の延べ面積の区分及び有料宿舎の所在地の区分に応じた一平方メートル当たりの基準使用料の額（月額）を次のとおり改めることとした。（第一三条関係）

改正前

（延べ面積）

	（金額）			
	一級地	二級地	三級地	四級地　その他
五五平方メートル未満	五八九円	四三一円	三八〇円	三五八円　三五一円
五五平方メートル以上七〇平方メートル未満	七〇五円	五二九円	四七三円	四四九円　四三九円
七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満	一、〇五八円	六八四円	五七二円	五四六円　五三五円
八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満	一、二一二円	八一二円	六九四円	六六二円　六四八円
一〇〇平方メートル以上	一、四一三円	九九四円	八五九円	八二三円　八〇七円

改正後

（延べ面積）

	（金額）			
	一級地	二級地	三級地	四級地　その他
五五平方メートル未満	六四三円	四六五円	四一三円	三八六円　三七一円
五五平方メートル以上七〇平方メートル未満	七八八円	五七六円	五一六円	四八三円　四六五円
七〇平方メートル以上八〇平方メートル未満	一、一八一円	七四六円	六二二円	五八四円　五六一円
八〇平方メートル以上一〇〇平方メートル未満	一、三八九円	九〇三円	七六六円	七二〇円　六九二円
一〇〇平方メートル以上	一、六二〇円	一、一〇四円	九三二円	八七八円　八四四円

2　有料宿舎（自動車の保管場所に係るものに限る。）の自動車の保管場所の区分及び有料宿舎の所在地の区分に応じた一平方メートル当たりの基準使用料の額（月額）を次のとおり改めることとした。（第一四条関係）

改正前

（自動車の保管場所）

	（金額）			
	一級地	二級地	三級地	四級地　その他
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	六七八円	三五〇円	二七三円	二三四円　二一六円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	一、五三八円	一、二一〇円	一、一三三円	一、〇九四円　一、〇七六円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの	七九五円	四六七円	三九〇円	三五〇円　三三二円

改正後

（自動車の保管場所）

	（金額）			
	一級地	二級地	三級地	四級地　その他
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	九五六円	四三八円	三三六円	二七五円　二三九円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	一、七九四円	一、二七六円	一、一七四円	一、一一三円　一、〇七七円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの	一、〇九五円	五七六円	四七四円	四一三円　三七七円

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第一五号）（総務省）

1　年金たる補償又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整の規定を整備することとした。（附則第三条及び第三条の二関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇教育公務員特例法施行令及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六号）（文部科学省）

1　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三四号）の施行に伴い、大学の助手について人事評価制度を導入することとする等、次の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

㈠　教育公務員特例法施行令（昭和二四年政令第六号）（第一条関係）

㈡　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三一年政令第二二一号）（第二条関係）

2　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一七号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第五五号）の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。